

【平成28年商業登記規則改正】－平成28年10月1日施行

1 登記簿の附属書類の閲覧

①登記簿の附属書類（ex.申請書・添付書面・嘱託書 -商業登記法11の2）

a 閲覧のみ可能

⇒謄抄本の交付不可

b 電磁的記録に記録された情報の閲覧

⇒法務省令で定める方法で表示したものの閲覧（記録された情報を紙に出力したものの閲覧）による

②閲覧等における利害関係の要否（商業登記法10・11・11の2）

登記簿	不 要
附属書類	必 要

a 附属書類の閲覧申請書には、「閲覧しようとする部分」（閲覧しようとする附属書類の名称）及びその部分について「利害関係を明らかにする事由」を記載しなければならない（規21ⅠⅡ－平成28改正）。

b 附属書類の閲覧申請書には、閲覧しようとする部分について「利害関係を証する書面」を添付しなければならない（規21Ⅲ②－平成28改正）。

c 附属書類の閲覧申請人が法人である場合は、以下のいずれかに該当するときを除き、当該代表者の資格を証する書面を添付しなければならない（規21Ⅲ①－平成28改正）。

ア当該法人が当該閲覧の申請を受けた登記所の管轄区域内に本店もしくは主たる事務所を有するとき
イ閲覧申請書に会社法人等番号を記載したとき

2 株主リスト

(1) 株主リスト等が添付書面となる法人

①株式会社 ⇒株主リスト	○
②特例有限会社 ⇒株主リスト	○
③持分会社	×
④一般社団法人・一般財団法人	×
⑤投資法人（ex.不動産投資信託のために設立された法人） ⇒投資主リスト	○
⑥特定目的会社（ex.不動産の証券化等特定目的のために設立された会社） ⇒社員リスト	○

(2) 株主リストの添付を要する場合（規61ⅡⅢ）

①登記すべき事項につき <u>株主全員の同意</u> を要する場合
②登記すべき事項につき <u>種類株主全員の同意</u> を要する場合
③登記すべき事項につき <u>株主総会の決議</u> を要する場合
④登記すべき事項につき <u>種類株主総会の決議</u> を要する場合

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議があったとみなされる場合（会社319Ⅰ・325－決議省略）の場合も、株主リストの添付が必要→この場合は、上記表③④の株主リスト（規61Ⅲ）が必要となる（上記表①②の株主リスト－規61Ⅱではない。）

(添付書面)

第61条 定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請については、申請書に、定款又は裁判所の許可書を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数

二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

一 10名

二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

改正前2項 ⇒ 改正後4項
改正前3項 ⇒ 改正後5項
改正前4項 ⇒ 改正後6項
改正前5項 ⇒ 改正後7項
改正前6項 ⇒ 改正後8項
改正前7項 ⇒ 改正後9項
改正前8項 ⇒ 改正後10項
改正前9項 ⇒ 改正後11項

(3) 株主リストの記載内容

① 登記すべき事項につき **株主全員の同意** を要する場合

⇒ 株主全員につき、以下に掲げる事項を証する書面（株主リスト）を添付する

a	氏名又は名称
b	住所
c	各株主が有する株式の数 (種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む)
d	議決権の数

【株主全員の同意を要する場合】

証明書

平成〇年〇月〇日付で〇〇〇〇につき同意した株主全員の氏名又は名称及び住所、各株主の有する株式の数及び議決権の数は次のとおりであることを証明します。

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数
1	甲野一郎	〇 県 〇 市 〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号	500	500
2	乙野二郎	〇 県 〇 市 〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号	400	400
3	丙野三郎	〇 県 〇 市 〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号	300	300
4	丁野四郎	〇 県 〇 市 〇 町 〇 丁目 〇 番 〇 号	200	200
5				
6				
7				
8				
9				
10				

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

届出印

【株主全員の同意を要する場合－種類株式発行会社】

証明書

平成○年○月○日付で○○○○につき同意した株主全員の氏名又は名称及び住所、各株主の有する株式の数及び議決権の数は次のとおりであることを証明します。

	氏名又は 名称	住所	株式数	議決権数
1	甲野一郎	○県○市○町 ○丁目○番○ 号	株式の総数500株 普通株式 400株 甲種類株 100株	500
2	乙野二郎	○県○市○町 ○丁目○番○ 号	株式の総数400株 普通株式 300株 甲種類株 100株	400
3	丙野三郎	○県○市○町 ○丁目○番○ 号	株式の総数300株 普通株式 300株	300
4	丁野四郎	○県○市○町 ○丁目○番○ 号	株式の総数200株 普通株式 200株	200
5				
6				
7				
8				
9				
10				

平成○年○月○日

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

届出印

- ② 登記すべき事項につき **種類株主全員の同意**を要する場合
 ⇒ 種類株主全員につき、以下に掲げる事項を証する書面（株主リスト）を添付する

a	氏名又は名称
b	住所
c	当該種類株主が有する当該種類の株式の数
d	当該種類の株式に係る議決権の数

【種類株主全員の同意を要する場合－種類株式発行会社】

証明書

平成○年○月○日付で○○○○につき同意した種類株主全員の氏名又は名称及び住所、各株主の有する株式の数及び議決権の数は次のとおりであることを証明します。

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数
1	甲野一郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式の数 500	500
2	乙野二郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式の数 400	400
3	丙野三郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式の数 300	300
4	丁野四郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式の数 200	200
5				
6				
7				
8				
9				
10				

平成○年○月○日

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

届出印

③ 登記すべき事項につき 株主総会の決議 を要する場合

⇒ 総株主の議決権（当該決議において行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、以下のアとイの人数のうち いずれか少ない人数 の株主つき、以下の a ～ e に掲げる事項を証する書面（株主リスト）を添付する

ア 10名
イ その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

ア	イ	記載すべき株主
10名	8名	イの8名
10名	15名	アの10名

総株主 4名	3分の2に達する株主 3名	3名を記載
-----------	------------------	-------

a 氏名又は名称
b 住所
c 当該株主のそれぞれが有する株式の数 (種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む)
d 議決権の数
e 当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合

【株主総会の決議を要する場合（10名の株主を記載する場合）】

証明書

平成〇年〇月〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は 名称	住所	株式数	議決 権数	議 決 権 数 の 割 合
1	甲野一郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	300	300	25.0%
2	乙野二郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	200	200	16.7%
3	丙野三郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	100	100	8.3%
4	丁野四郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	50	50	4.2%
5	戊野五郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	30	30	2.5%
6	己野六郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	20	20	1.7%
7	庚野七郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	15	15	1.3%
8	辛野八郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	10	10	0.8%
9	壬野九郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	9	9	0.8%
10	癸野十郎	〇県〇市〇町〇丁目 〇番〇号	8	8	0.7%
合計				742	61.8%
総議決権数				1,200	

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 届出印

④ 登記すべき事項につき 種類株主総会の決議 を要する場合

⇒ 総株主の議決権（当該決議において行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、以下のアとイの人数のうち いずれか少ない人数 の株主つき、以下の a ～ e に掲げる事項を証する書面（株主リスト）を添付する

ア 10名
イ その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

a 氏名又は名称
b 住所
c 当該株主のそれぞれが有するその種類の株式の数
d 議決権の数
e 当該種類の株式の総株主の議決権数に対する当該株主のそれぞれが有する議決権の数の割合

【株主総会の決議を要する場合（10名の種類株主を記載する場合）】

証明書

平成〇年〇月〇日付け甲種類株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は 名称	住所	株式数	議決 権数	議 決 権 数 の 割 合
1	甲野一郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 300	300	25.0%
2	乙野二郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 200	200	16.7%
3	丙野三郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 100	100	8.3%
4	丁野四郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 50	50	4.2%
5	戊野五郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 30	30	2.5%
6	己野六郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 20	20	1.7%
7	庚野七郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 15	15	1.3%
8	辛野八郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 10	10	0.8%
9	壬野九郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 9	9	0.8%
10	癸野十郎	○県○市○町○丁目 ○番○号	甲種類株式 の数 8	8	0.7%
合計				742	61.8%
総議決権数				1,200	

平成〇年〇月〇日

〇〇株式会社

代表取締役 ○〇 ○〇 届出印

(4) 株主リストの作成のポイント

① 総株主の同意・種類株主全員の同意を要する登記事項ごとに作成する。

ただし、複数の登記事項につき総株主（種類株主全員）の同意を要する場合で、各登記事項につき同意を得ることを要する株主が同じときは、その旨を記載し、1通のみを提出すれば足りる。

e x . 「甲種類株式について取得条項を付する件及び甲種類株式につき会社法322条1項に定める種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めを設ける件」

② 株主総会決議・種類株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する。

ただし、複数議案を決議する際に各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨を記載し、1通のみを提出すれば足りる。

e x . 「第1号議案及び第2号議案」「第1号議案ないし第3号議案」

※議決権制限株式を発行している場合には、複数議案を決議する際に <u>各株主の議決権数が変わる</u> ことがあるため、注意を要する。

③ 「総株主の議決権」（前記（3）③④）

a 当該決議事項につき議決権を行使することができたすべての株主の議決権が対象となり、以下の株主を含む。

ア当該株主総会に出席しなかった株主

イ当該株主総会に出席したが、議決権を行使しなかった株主

b 「議決権を行使することができたすべての株主」

ア基準日（会社124I）を定めている場合

⇒当該基準日における株主

イ基準日を定めていない場合

⇒当該株主総会開催時における株主

c 当該株式会社が有する自己株式

⇒議決権を行使できないため、除かれる。

- ④ 登記すべき事項につき 株主総会（種類株主総会）の決議 を要する場合において、総株主の議決権（当該決議において行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主10名を記載する際に 同順位の株主が複数存在する等により上位10位以内の株主が10名以上となる とき
⇒ その すべての株主 を記載する
- ⑤ 株主リストに記載すべき住所
⇒ 最小行政区画まででは足りず、地番まで記載する
- ⑥ 株主リストに記載する氏名又は名称及び住所
⇒ 株主名簿等に記載・記録された事項 を記載すれば足りる
- ⑦ 議決の数の割合について、パーセンテージで記載する場合は、小数点以下第1位までを記載すれば足りる（小数点以下第2位は四捨五入する）。
- ⑧ 株主リストへの押印
⇒ 代表取締役・代表執行役・代表清算人の 届出印 に限る
- ⑨ 「同族会社等の判定に関する明細書」又は「有価証券報告書」を利用して作成できる場合がある。
- ⑩ 申請書の記載
⇒ 「株主の氏名又は名称、住所及び議決権等を証する書面（株主リスト）
○通」と記載する

⑪株主リスト作成者

		株主リスト作成者
a 吸収合併	存続会社	存続会社の代表取締役
	消滅会社	<u>存続会社</u> の代表取締役
b 新設合併	設立会社	×
	消滅会社	設立会社の代表取締役
c 株式交換	完全親会社	完全親会社の代表取締役
	完全子会社	完全子会社の代表取締役
d 株式移転	完全親会社	×
	完全子会社	完全子会社の代表取締役
e 吸収分割	承継会社	承継会社の代表取締役
	分割会社	分割会社の代表取締役
f 新設分割	設立会社	×
	分割会社	分割会社の代表取締役
g 組織変更	株式会社⇒持分会社	組織変更後の <u>持分会社の代表社員</u>
	持分会社⇒株式会社	×
h 清算株式会社		代表清算人
i 特例有限会社	商号変更による株式会社設立	<u>株式会社</u> の代表取締役 (「有限会社」×)